

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

第三号様式



【表紙】

【提出書類】

変更報告書 /

【根拠条文】

法第 27 条の 26 第 2 項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

いちごアセットマネジメント株式会社



【住所又は本店所在地】

東京都千代田区九段南 2-1-30 イタリア文化会館 3F

【報告義務発生日】

平成 19 年 3 月 15 日

【提出日】

平成 19 年 3 月 20 日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1名

【提出形態】

その他

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が 1 % 以上増加したこと

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社 ニッキ
会社コード	6042
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証2部

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	イチゴ・アセット・マネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッド (Ichigo Asset Management International, Pte. Ltd)
住所又は本店所在地	048662 シンガポール、ラッフルズ プレイス 30、カルテックス ハウス #23-00 内 (#23-00 Caltex House, 30 Raffles Place, Singapore 048622)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 18 年 5 月 21 日
代表者氏名	ナヴェイド エジャズ ファルーキ (Navaid Ejaz Farooqi)
代表者役職	パートナー (Partner)
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-1-30 イタリア文化会館 3F いちごアセットマネジメント株式会社 清水早苗
電話番号	03-3230-1515

(2) 【保有目的】

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本 文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)			753,000
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M 0	N 0	O 753,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R 753,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S 0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成19年3月15日現在)	T 10,000,000.
上記提出者の 株券等保有割合(%) ($R/(S+T) \times 100$)	7.53%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	6.53%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】


該当なし

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that we, ICHIGO ASSET MANAGEMENT INTERNATIONAL, PTE. LTD. (the "Company"), a corporation organized under the laws of Singapore and with its head office at #23-00 Caltex House, 30 Raffles Place, Singapore 048622, appoint ICHIGO ASSET MANAGEMENT Limited, with its office at Italian Cultural Institute Building 3F, 2-1-30 Kudan-Minami, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-0074, Japan, with full power of substitution and revocation, to represent and act in the name, place and stead of the Company in Japan for the following purposes:

1. To prepare, execute and file to the Prime Minister, the Commissioner of the Financial Services Agency, and the Director of the Kanto Finance Bureau of the Ministry of Finance of Japan the report(s) on the large-scale holdings of securities required under the securities laws of Japan regarding the securities issued by Nikki Co., Ltd., a corporation organized under the law of Japan and having its head office at 3029 Kamiechi, Atsugi, Kanagawa, 243-0801 Japan; and
2. To perform any and all other acts necessary or incidental to the performance of the foregoing powers herein granted.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has duly executed this Power of Attorney on December 31, 2006.



Navaid Ejaz Farooqi
Partner
Ichigo Asset Management International, Pte. Ltd.

(訳文)
委任状

シンガポール法により設立され存続し、シンガポール、ラッフルズ・プレイス、カルテックス・ハウス #23-00 内に主たる事務所を有する当社、イチゴ・アセット・マネジメント・ピーティーイー・リミテッド（以下「当社」という）は、ここに、郵便番号 102-0074 日本国東京都千代田区九段南 2 番 1 号 30 イタリア文化会館ビル 3 階に事務所を有するいちごアセットマネジメント株式会社に対して、日本国において当社のために、当社の名に於いて、当社に代わり、以下の目的で単独で代理行為を行う権限、並びに復代理人を選任及び解任する権限を授権し、委任するものとする。

1. 日本法に基づき設立され存続し、神奈川県厚木市上依知 3029 に本店を有する株式会社ニッキ発行の株式につき、日本国証券取引法第 27 条の 23 に基づく大量保有報告書及び第 27 条の 25 に基づく変更報告書を作成し、これに署名し、日本国の内閣総理大臣、金融庁長官及び財務省関東財務局長へ提出すること。
2. 本委任状において授権された上記権限の履行に必要又は付随するその他すべての行為を行うこと。

上記の証として、当社は 2006 年 12 月 31 日、本委任状に適法に署名した。

イチゴ・アセット・マネジメント・ピーティーイー・リミテッド
パートナー
ナヴェイド エジャズ ファルーキ

以上正訳しました。
いちごアセットマネジメント株式会社
パートナー 清水早苗 